

令和5年2月21日

調達に係る契約資格喪失措置について

株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）は株式会社電通（東京都港区）、株式会社セレスポ（東京都豊島区）及び株式会社フジクリエイティブコーポレーション（東京都江東区）に対し、下記の措置を講じた。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 講ずる措置 | 日本公庫が実施する調達に関する契約資格の喪失 |
| 2 措置期間 | 9箇月
(令和5年2月21日から令和5年11月20日まで) |
| 3 措置の内容 | 次に掲げる事項の禁止（やむを得ない事由がある場合を除く。）
1 契約の相手方又はそれらの代理人となること
2 日本公庫の調達手続きの一切に参加すること
3 日本公庫が行う契約に係る全部若しくは一部を下請し、
若しくは受託し、又は当該契約の完成保証人となること |
| 4 措置を行う理由 | 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に関し、役員又は元社員等が、令和5年2月8日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反の容疑で逮捕された。
このことが日本公庫が定める契約資格喪失措置要件に該当したため。 |

以上